

奈良市公報

号外第12号

平成19年 6月13日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則…………… 4
- 奈良市写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5
- 奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6
- 奈良市音声館条例施行規則の一部を改正する規則 ……11
- 奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則の一部を改正する規則……………13
- なら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則 ……13
- 奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則……………14
- 奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則…19
- 奈良市グリーンホール条例施行規則の一部を改正する規則……………25
- 奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正する規則……………25
- 奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則…28
- 奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則…………28
- 奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則……………31
- 奈良市下水道条例施行規則等の一部を改正する規則…40
- 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則及び奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………41
- 奈良市消防局の組織に関する規則及び奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則……………41
- 奈良市青少年児童会館条例施行規則の一部を改正する規則……………42
- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則……………42
- 奈良市契約規則の一部を改正する規則……………50

訓 令 甲

- 奈良市事務専決規程等の一部を改正する訓令……………52
- 奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令……………52
- 奈良市行政組織条例及び地方自治法の一部改正に伴う関連規程の整備に関する訓令……………52
- 奈良市辞令式の一部を改正する訓令……………55
- 職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程の一部を改正する訓令……………56
- 奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正す

- る訓令……………56
- 奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令……………57
- 郵便振替貯金による市税受入事務取扱規程を廃止する訓令……………61
- 奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令……………61

規 則

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第37号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則
奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式（5枚目：一般納付用）を次のように改める。

(5枚目：一般納付用)

27	国民健康保険料 年度 領収済通知書 (奈良市)	国民健康保険料 加入者負担	金額 訂正
口座番号 (右詰めにご記入ください)			
加入者名	奈良市役所	納期限	備考
記号番号		調定コード	期別
32			
保険料額	延滞金額	領収日付印	
納付義務者 住所 氏名		奈良市会計管理者 (奈良市・郵便局/CVCS本部保管)	
コンビニ収納用			

通常払込料金 加入者負担	国民健康保険料 払込金受領証 (奈良市)		
口座番号	納付金額		
加入者	奈良市役所		
納付義務者名			
年度	記号番号	調定コード	期別
保険料額	延滞金額	納期限	
料金	円	領収日付印	
備考	(郵便局・金融機関/CVCS店舗保管)		

切り取らないで郵便局・金融機関・コンビニにお出しください。

年度	記号番号	調定コード	期別
保険料額	延滞金額	納付金額	
納期限			
領収日付印			

上記のとおり領収しました。

奈良市会計管理者

(納付義務者保管)

(注) 1 裏面に指定金融機関(総括店)の領収日付印の押印欄を設ける。
 2 第2期から第10期までについては、この様式に準じる。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式(第19条関係)

督促状

納付義務者 住所・氏名

あなたの世帯の下記の国民健康保険料は、納期限を過ぎて未納となっています。

年度	国民健康保険料
第 期分	円

指定納期限までにこの納付書で必ず納付してください。

調定コード		記号番号	
-------	--	------	--

指 定 納 期 限	
-----------	--

年 月 日

既に督促状を発行されたものに係る未納額

第 期分	円
第 期分	円
第 期分	円
第 期分	円
第 期分	円
第 期分	円
第 期分	円
第 期分	円
第 期分	円

奈良市長 氏 名 印

納付場所は裏面をご覧ください。

この督促状到着までに納付された場合は、行き違いですので御了承ください。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第38号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則（平成12年奈良市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第8条中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 介護保険料特別徴収開始通知書（法第135条）

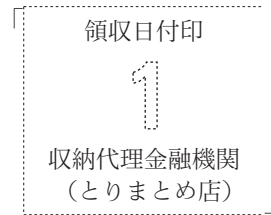
別記第7号様式の2

別記第6号様式（2枚目）中「(参考) 所得段階区分ごとの 年度保険料率」及び

所得段階区分	保険料率（年額）
第1段階	円
第2段階	円
第3段階	円
第4段階	円
第5段階	円

を削り、同様式（3

枚目）中「老齢・退職年金」の次に「、障害年金及び遺族年金」を加え、同様式（5枚目）（表）中「奈良市収入役」を「奈良市会計管理者」に改め、



同様式（5枚目）（裏）中

を削

る。

別記第7号様式中「(参考) 所得段階区分ごとの 年

所得段階区分	保険料率（年額）
第1段階	円
第2段階	円
第3段階	円
第4段階	円
第5段階	円

度保険料率」及び

を

削り、同様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2（第8条関係）

日
月
年

様

奈良市長

介護保険料特別徴収開始通知書

あなたの介護保険料の納付方法が 年度から変わります。 年 月まで
は、納付書又は口座振替により納付（普通徴収）いただいておりますが、 年
月から、あなたの年金から差し引いて、介護保険料を徴収（特別徴収）する方法に変
更させていただきますので通知します。

被保険者番号	
氏名	
特別徴収義務者 (年金保険者)	
特別徴収対象年金	
特別徴収開始月	

特別徴収月	年	月	年	月
特別保険料額				

(注) 余白に不服申立て、取消訴訟等について記載する。

「上記のとおり別記第14号様式中 領収しました。 を 奈良市収入役 」

「上記のとおり領収しました。 に、 奈良市会計管理者」

「上記のとおり収納しました。 を 奈良市収入役 様 」

「上記のとおり収納しました。 に改める。
(あて先) 奈良市会計管理者」

別記第32号様式中「第69条第1項」を「第69条」に、「給付額の減額及び高額介護サービス費（高額支援サービス費）」を「給付額減額の決定及び高額介護サービス費等」に、

「 なお、災害その他の特別の事情が発生したときは、この措置を解除することになりますので速やかに を に申し出てください。 」

「 また、被保険者証を未提出の方は、被保険者証に給付額減額の記載をしますので、 年 月 日までに に提出してください。 に なお、災害その他の特別の事情が発生したときは、この措置を解除することになりますので速やかに に申し出てください。 」

に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則別記第6号様式、第7号様式及び第14号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第39号

奈良市写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市写真美術館条例施行規則（平成7年奈良市規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則

第1条中「奈良市写真美術館条例」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館条例」に改める。

第5条第1項中「奈良市写真美術館一般展示室使用承認申請書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用承認申請書」に改める。

第6条第1項中「奈良市写真美術館一般展示室使用承認

書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用承認書」に改める。

第8条中「奈良市写真美術館一般展示室使用取消届」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用取消届」に改める。

第10条第1項中「奈良市写真美術館一般展示室使用料減免申請書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料減免申請書」に改め、同条第2項中「奈良市写真美術館一般展示室使用料減免決定通知書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料減免決定通知書」に改める。

第11条第2項中「奈良市写真美術館一般展示室使用料還付申請書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料還付申請書」に改め、同条第3項中「奈良市写真美術館一般展示室使用料還付決定通知書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料還付決定通知書」に改める。

別記第1号様式の1 個人用中「奈良市写真美術館」を「入江泰吉記念 奈良市写真美術館」に改め、同様式の2 団体用中「奈良市写真美術館」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館」に改める。

別記第2号様式中「奈良市写真美術館」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館」に改める。

別記第3号様式中「奈良市写真美術館一般展示室使用承認申請書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用承認申請書」に、「奈良市写真美術館一般展示室の」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室の」に改める。

別記第4号様式中「奈良市写真美術館一般展示室使用承認書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用承認書」に、「奈良市写真美術館一般展示室の」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室の」に改める。

別記第4号様式の2を次のように改める。

第4号様式の2（第6条関係）



別記第5号様式中「奈良市写真美術館一般展示室使用取消届」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用取消届」に、「奈良市写真美術館一般展示室の」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室の」に改める。

別記第6号様式中「奈良市写真美術館一般展示室使用料減免申請書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料減免申請書」に、「奈良市写真美術館条例施行規則」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則」に改める。

別記第7号様式中「奈良市写真美術館一般展示室使用料

減免決定通知書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料減免決定通知書」に、「奈良市写真美術館一般展示室使用料の」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料の」に、「奈良市写真美術館条例」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館条例」に改める。

別記第8号様式中「奈良市写真美術館一般展示室使用料還付申請書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料還付申請書」に、「奈良市写真美術館条例第12条本文」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第12条本文」に、「奈良市写真美術館条例施行規則」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則」に改める。

別記第9号様式中「奈良市写真美術館一般展示室使用料還付決定通知書」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料還付決定通知書」に、「奈良市写真美術館条例第12条本文」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第12条本文」に、「奈良市写真美術館条例施行規則」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館条例施行規則」に、「奈良市写真美術館一般展示室使用料の」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館一般展示室使用料の」に改める。

別記第10号様式中「奈良市写真美術館駐車場」を「入江泰吉記念奈良市写真美術館駐車場」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第40号

奈良市ならまちセンター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市ならまちセンター条例施行規則(平成元年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項第1号中「10日に当たる日」の次に「(ただし、市民ホールを本番に伴わない練習のために使用する場合は、使用しようとする日前3日に当たる日)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合(次に掲げる場合に限る。)は、奈良市ならまちセンター使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第2号及び第6号から第9号までに掲げる変更の申請は、前項に定める期間内に行わなければならない。

(1) 使用内容の変更

- (2) 前項第1号に掲げる施設の使用の追加
- (3) 前項第2号に掲げる施設の使用の追加
- (4) 冷暖房の使用の追加
- (5) 附属設備の使用の追加
- (6) 使用日の追加
- (7) 使用時間区分の追加
- (8) 入場料等を徴収しない場合から入場料等を徴収する場合への変更
- (9) 準備、後片付け又は本番に伴う練習のための使用から通常の使用への変更

第3条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とする。第4条第1項中「を交付する」を「に承認印(別記第4号様式の2)を押して申請者に交付する」に改める。

第9条を次のように改める。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

- (1) 第3条第2項第2号に規定する施設若しくは附属設備の追加使用の承認又は第6条第1項の規定による使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合使用の日
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合使用の日後1箇月に当たる日

2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印(別記第6号様式の2)を押すものとする。

3 駐車場の使用料は、退場の際、納付しなければならない。

第11条第2項中「、変更承認書及び領収書」を「及び変更承認書」に改める。

別記第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第3条関係)

奈良市ならまちセンター使用承認申請書

受付第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

(あて先) 指定管理者

住所: _____

団体名: _____

〔使用者〕 氏名又は代表者名: _____

電話: () _____

次のとおり奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認を受けたいので申請します。

使用目的							
使用内容							
使用日時	年	月	日	(曜日)	:	から	
	年	月	日	(曜日)	:	まで	
入場方法	開場	:	開演	:	終演	:	
	指定席・自由席・整理券・会員券・招待券・当日売券・その他()						
入場料等 徴収の有無	1 入場料等を徴収しない。					入場予定人員	
	2 入場料等を徴収する(501円以上)()。					人	
使用責任者	住所						
	氏名						
	電話	() _____					

使用施設	使用区分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	計
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30	
ホール準備・練習								
ホール本番								
ホール後片付け								
多目的ホール								
会議室 1								
会議室 2								
会議室 3								
会議室 4								
和室								
企画展示コーナー								
							合計: ¥	

承認条件	特記事項

注意事項

- 太線内のみ記入してください。
- 該当事項には、○を付けてください。
- 附属設備を使用する場合は、附属設備使用明細書を提出してください。
- 501円以上の入場料等を徴収する場合は、()内にその内容を具体的に記入してください。
- 特別の設備をする場合は、特記事項欄に記入してください。

承認番号第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

第2号様式(第3条関係)

奈良市ならまちセンター使用変更承認申請書

受付 第 _____ 号
年 月 日

(あて先) 指定管理者

使用者 団体名 _____

氏名又は
代表者名 _____

次のとおり奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用変更承認を受けたいので申請します。

変 更 事 項	
使用承認の年月日 及び承認番号	年 月 日 ・ 第 _____ 号
使 用 料	円

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書を添付してください。

承認番号 第 _____ 号
年 月 日

第3号様式(第4条、第7条、第10条、第11条関係)

奈良市ならまちセンター使用承認書

住所：
 団体名：
 (使用者) 氏名又は代表者名：
 電話： ()

使用目的			
使用内容			
使用日時	年 月 日 (曜日) : から		
	年 月 日 (曜日) : まで		
入場方法	開場 :	開演 :	終演 :
	指定席・自由席・整理券・会員券・招待券・当日売券・その他 ()		
入場料等 徴収の有無	1 入場料等を徴収しない。		入場予定人員 人
	2 入場料等を徴収する(501円以上) ()。		
使用責任者	住所		
	氏名		
	電話	()	

使用施設	使用区分	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	計
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:30	9:00~17:00	13:00~21:30	9:00~21:30	
ホール準備・練習								
ホール本番								
ホール後片付け								
多目的ホール								
会議室 1								
会議室 2								
会議室 3								
会議室 4								
和室								
企画展示コーナー								
合計：¥								

承認条件	特記事項

上記のとおり奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用を承認します。

承認印

領収印

承認番号	第	号
	年	月 日

第4号様式(第4条、第10条、第11条関係)

奈良市ならまちセンター使用変更承認書

使用者 団体名 _____

氏名又は
代表者名 _____ 様

変 更 事 項	
使用承認の年月日 及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使 用 料	円

上記のとおり奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用変更を承認します。

承認番号第	号
年 月 日	

承 認 印

領 収 印

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。
第4号様式の2(第4条関係)



別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

使 用 日 時	年 月 日	年 月 日
	午前・午後 時	午前・午後 時
	分から	分まで

を

使 用 日 時	年 月 日 (曜日)	から
	年 月 日 (曜日)	まで

に

改める。

別記第9号様式中「、使用変更承認書及び領収書」を「及び使用変更承認書」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市音声館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第41号

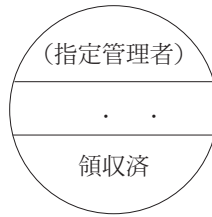
奈良市音声館条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市音声館条例施行規則(平成7年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項第1号中「5日に当たる日」の次に「(本番に伴わない練習のために使用する場合は、使用しようとする日の前日)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合(次に掲げる場合に限る。)は、奈良市音声館使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第2号及び第6号から第9号までに掲げる変更の申請は、前項に定める期間内に行わなければならない。

- 使用内容の変更
- 前項第1号に掲げる施設の使用の追加
- 前項第2号に掲げる施設の使用の追加
- 冷暖房の使用の追加

第6号様式の2(第9条関係)



別記第7号様式及び第8号様式中

- 附属設備の使用の追加
- 使用日の追加
- 使用時間区分の追加
- 入場料等を徴収しない場合から入場料等を徴収する場合への変更
- 準備、後片付け又は本番に伴う練習のための使用から通常の使用への変更

第4条第4項を削る。

第10条を次のように改める。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

- 第4条第2項第2号に規定する施設若しくは冷暖房及び附属設備の追加使用の承認又は第7条の規定による使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合 使用の日
 - 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合 使用の日後1箇月に当たる日
- 2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印(別記第5号様式の2)を押すものとする。

別記第2号様式及び第4号様式を次のように改める。

第4号様式 (第5条、第10条 - 第12条関係)

奈良市音聲館使用変更承認書

受付第 号
年 月 日

使用者 団体名

氏名又は
代表者名 様

使用者 団体名
氏名又は
代表者名

次のとおり奈良市音聲館の使用変更承認を受けたいので申請します。

変更事項	
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使用料	円

上記のとおり奈良市音聲館の使用変更を承認します。

承認印	
-----	--

領収印	
-----	--

承認番号	第 号
年 月 日	

第2号様式 (第4条・第7条関係)

奈良市音聲館使用変更承認申請書

受付第 号
年 月 日

(あて先) 指定管理者

使用者 団体名
氏名又は
代表者名

次のとおり奈良市音聲館の使用変更承認を受けたいので申請します。

変更事項	
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号
使用料	円

注意事項

- 1 太線内のみ記入してください。
- 2 使用承認書を添付してください。

承認番号	第 号
年 月 日	

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第42号

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市名勝大乗院庭園文化館条例施行規則（平成 8年奈良市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 2項を削り、同条第 3項中「前 2項」を「前項」に改め、同項を同条第 2項とし、同項の次に次の 1項を加える。

3 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合（次に掲げる場合に限る。）は、名勝大乗院庭園文化館使用変更承認申請書（別記第 2号様式）に次条第 1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第 2号及び第 5号から第 8号までに掲げる変更の申請は、前項各号に定める期間内に行わなければならない。

- (1) 使用内容の変更
- (2) 前項第 1号に掲げる施設の使用の追加
- (3) 前項第 2号に掲げる施設の使用の追加
- (4) 附属設備の使用の追加
- (5) 使用日の追加
- (6) 使用時間区分の追加
- (7) 入場料等を徴収しない場合から入場料等を徴収する場合への変更
- (8) 準備又は後片付けのための使用から通常の使用への変更

第 4条第 4項を削る。

第 9条を次のように改める。

(使用料の納付)

第 9条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

- (1) 第 4条第 2項第 2号に規定する施設若しくは附属設備の追加使用の承認又は第 7条の規定による使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合 使用の日
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合 使用の日後 1箇月に当たる日

2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印（別記第 5号様式の 2）を押すものとする。

別記第 2号様式中

- 「1 使用変更の承認は、使用内容の事項に限ります。
2 太線内のみ記入してください。 を
3 使用承認書を添付してください。 」
「1 太線内のみ記入してください。 に
2 使用承認書を添付してください。 」に
改める。

附 則

この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(平成19年 3月30日揭示済)

なら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第43号

なら100年会館条例施行規則の一部を改正する規則

なら100年会館条例施行規則（平成10年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 2項を削り、同条第 3項中「前 2項」を「前項」に改め、同項第 1号中「10日に当たる日」の次に「(ただし、中ホールを本番に伴わない練習のために使用する場合は、使用しようとする日前 3日に当たる日)」を加え、同項を同条第 2項とし、同項の次に次の 1項を加える。

3 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合（次に掲げる場合に限る。）は、なら100年会館使用変更承認申請書（別記第 2号様式）に次条第 1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第 2号及び第 5号から第 8号までに掲げる変更の申請は、前項各号に定める期間内に行わなければならない。

- (1) 使用内容の変更
- (2) 前項第 1号に掲げる施設の使用の追加
- (3) 前項第 2号及び第 3号に掲げる施設の使用の追加
- (4) 附属設備の使用の追加
- (5) 使用日の追加
- (6) 使用時間区分の追加
- (7) 入場料等を徴収しない場合から入場料等を徴収する場合への変更
- (8) 準備、後片付け又は本番に伴う練習のための使用から通常の使用への変更

第 4条第 4項を削る。

第10条を次のように改める。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

- (1) 第 4条第 2項第 2号及び第 3号に規定する施設若しくは附属設備の追加使用の承認又は第 7条の規定によ

る使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合 使用の日

(2) 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合 使用の日後1箇月に当たる日

2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印(別記第5号様式の2)を押すものとする。

別表の備考第2項中「準備、後片付け又は練習のために」を「条例別表の1の表の備考第5項各号に規定する場合で附属設備を」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月30日掲示済)

奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第44号

奈良市西部会館市民ホール条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市西部会館市民ホール条例施行規則(平成12年奈良市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項第1号中「10日に当たる日」の次に「(本番に伴わない練習のために使用する場合は、使用しようとする日前3日に当たる日)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合(次に掲げる場合に限る。)は、奈良市西部会館市民ホール使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

□	3点吊りマイク(ワンポイントステレオマイク)	1本	3,000	を
	3点吊りマイク装置(マイクは別)	1式	2,000	
□	3点吊りマイク(ワンポイントステレオマイク)	1式	5,000	に

改め、同表その他の項中「1KW」を「1KW/h」に改め、同表の備考第2項中「準備、後片付け又は練習のために」を「条例別表の1の表の備考第5項各号に規定する場合で附属設備を」に改め、第3項中「カーボン、ドライアイス、」を削る。

別記第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

この場合において、第4号から第7号までに掲げる変更の申請は、前項に定める期間内に行わなければならない。

- (1) 使用内容の変更
- (2) 楽屋の使用の追加
- (3) 附属設備の使用の追加
- (4) 使用日の追加
- (5) 使用時間区分の追加
- (6) 入場料等を徴収しない場合から入場料等を徴収する場合への変更
- (7) 準備、後片付け又は本番に伴う練習のための使用から通常の使用への変更

第4条第4項を削る。

第5条第1項中「を交付する」を「に承認印(別記第4号様式の2)を押して申請者に交付する」に改める。

第10条を次のように改める。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

- (1) 楽屋若しくは附属設備の追加使用の承認又は第7条の規定による使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合 使用の日
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合 使用の日後1箇月に当たる日

2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印(別記第5号様式の2)を押すものとする。

第12条第2項中「、変更承認書及び領収書」を「及び変更承認書」に改める。

別表中

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市西部会館市民ホール使用承認申請書

受付番号	第 号
申請日	

(あて先) 指定管理者

使用者	住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
	責任者		連絡先	

次のとおり、奈良市西部会館市民ホールの使用承認を申請します。

使用目的 (催事名)		関係者人員 (主催者等)	人
使用内容		入場者人員 (予定)	人

◎午前 9:00~12:00 ◎午後 13:00~17:00 ◎夜間 18:00~21:30

◎W:平日 H:土・日・祝 ◎P:準備・リハ・片付 T:本番

使用日	使用区分	公演時間			楽屋使用			施設使用料
		開場	開演	終演	楽1	楽2	楽3	
()								円
()								円
()								円
()								円
()								円
施設使用料(A)								円

入場料等 徴収の有無	徴収しない	徴収する(円)	特記事項
申請内容	普通使用	減免使用	
入場方法	自由席	整理券	関係者
	その他()		

施設使用料(A)	円
附属設備使用料(B) (別紙明細書)	円
合計(A)+(B)	円

承認番号	第 号
承認日	

申請者氏名

申請者氏名入力欄

第2号様式(第4条関係)

奈良市西部会館市民ホール使用変更承認申請書

受付番号	第 号
申請日	

(あて先) 指定管理者

使用者	住 所			
	団 体 名			
	代表者名		連絡先	
	責 任 者		連絡先	

次のとおり、奈良市西部会館市民ホールの使用変更の承認を申請します。

使用目的 (催事名)		関係者人員 (主催者等)	人
使用内容		入場者人員 (予定)	人

◎午前 9:00~12:00 ◎午後 13:00~17:00 ◎夜間 18:00~21:30
◎W:平日 H:土・日・祝 ◎P:準備・リハ・片付 T:本番

使用日	使用区分	公演時間			楽屋使用			施設使用料
		開場	開演	終演	楽1	楽2	楽3	
()								円
()								円
()								円
()								円
()								円
施設使用料(A)								円

入場料等 徴収の有無	徴収しない	徴収する(円)	特記事項
申請内容	普通使用	減免使用	
入場方法	自由席	整理券	承認条件
	その他()		

使用料額	区 分	変更前使用料	既納使用料	変更後使用料	請求額
	施設使用料	円	円	円	円
	附属設備使用料 (別紙明細書)	円	円	円	円
	合 計	円	円	円	円

承認番号	第 号
承認日	

申請者氏名

第3号様式(第5条、第8条、第10条-第12条関係)

奈良市西部会館市民ホール使用承認書

受付番号	第 号
申請日	

使用者	住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
	責任者		連絡先	

使用目的 (催事名)		関係者人員 (主催者等)	人
使用内容		入場者人員 (予定)	人

◎午前 9:00~12:00 ◎午後 13:00~17:00 ◎夜間 18:00~21:30
◎W:平日 H:土・日・祝 ◎P:準備・リハ・片付 T:本番

使用日	使用区分	公演時間			楽屋使用			施設使用料
		開場	開演	終演	楽1	楽2	楽3	
()								円
()								円
()								円
()								円
()								円
施設使用料(A)								円

入場料等 徴収の有無	徴収しない	徴収する(円)	特記事項
申請内容	普通使用	減免使用	
入場方法	自由席	整理券	承認条件
	その他()		

施設使用料(A)	円
附属設備使用料(B) (別紙明細書)	円
合計(A)+(B)	円

上記のとおり、奈良市西部会館市民ホールの使用を承認します。

承認番号	第 号
承認日	

承認印

領収印

第4号様式(第5条、第10条-第12条関係)

奈良市西部会館市民ホール使用変更承認書

受付番号	第 号
申請日	

使用者	住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
	責任者		連絡先	

使用目的 (催事名)		関係者人員 (主催者等)	人
使用内容		入場者人員 (予定)	人

◎午前 9:00~12:00 ◎午後 13:00~17:00 ◎夜間 18:00~21:30
◎W:平日 H:土・日・祝 ◎P:準備・リハ・片付 T:本番

使用日	使用区分	公演時間			楽屋使用			施設使用料
		開場	開演	終演	楽1	楽2	楽3	
()								円
()								円
()								円
()								円
()								円
施設使用料(A)								円

入場料等 徴収の有無	徴収しない	徴収する(円)	特記事項
申請内容	普通使用	減免使用	
入場方法	自由席	整理券	承認条件
	その他()		

使用料 精算額	区分	変更前使用料	既納使用料	変更後使用料	請求額
	施設使用料	円	円	円	円
	附属設備使用料 (別紙明細書)	円	円	円	円
	合計	円	円	円	円

上記のとおり、奈良市西部会館市民ホールの使用変更を承認します。

承認印

領収印

承認番号	第 号
承認日	

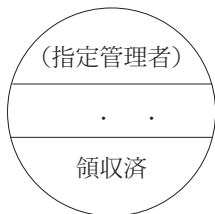
別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2(第5条関係)



別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2(第10条関係)



別記第8号様式中「、使用変更承認書及び領収書」を「及び使用変更承認書」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第45号

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市北部会館条例施行規則(平成16年奈良市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項第1号中「10日に当たる日」の次に「(本番に伴わない練習のために使用する場合は、使用しようとする日前3日に当たる日)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合(次に掲げる場合に限る。)は、奈良市北部会館市民文化ホール使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

ない。この場合において、第2号及び第5号から第8号までに掲げる変更の申請は、前項に定める期間内に行わなければならない。

- 使用内容の変更
- 前項第1号に掲げる施設の使用の追加
- 前項第2号に掲げる施設の使用の追加
- 附属設備の使用の追加
- 使用日の追加
- 使用時間区分の追加
- 入場料等を徴収しない場合から入場料等を徴収する場合への変更
- 準備、後片付け又は本番に伴う練習のための使用から通常の使用への変更

第4条第4項を削る。

第5条第1項中「を交付」を「に承認印(別記第4号様式の2)を押して申請者に交付」に改める。

第10条を次のように改める。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

- 第4条第2項第2号に規定する施設若しくは附属設備の追加使用の承認又は第7条の規定による使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合 使用の日
- 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合 使用の日後1箇月に当たる日

2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印(別記第5号様式の2)を押すものとする。

第12条第2項中「、変更承認書及び領収書」を「承認書及び変更承認書」に改める。

別表の1の表舞台設備の部中大太鼓の項を削り、同表照明設備の部中先玉の項及びドライアイスマシンの項を削り、同表音響設備の部中吊りマイクの項及びアンプセットの項を削り、同表の備考第2項中「準備、後片付け又は練習のために」を「条例別表の1の表の備考第5項各号に規定する場合で附属設備を」に改め、第3項中「、ドライアイス」を削り、同表の2の表中

ダイナミックマイク(スタンド付)	1本	150	を
------------------	----	-----	---

ダイナミックマイク(スタンド付)	1本	150	に
マイクセット(カセット及びスピーカー付)	1台	350	

	三脚スタンド式スクリーン	1台	300	を
	20型液晶モニター	1台	200	
その他	電子ピアノ	1台	500	
	大鏡（移動式）	1枚	200	
	展示パネル	1枚	100	

	20型液晶モニター	1台	200	に
その他	電子ピアノ	1台	500	
	大鏡（移動式）	1式	200	
	展示パネル	1枚	200	

備考

展示パネルについては全日使用以外の使用料は100分の50に相当する額とする。

改める。

別記第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用承認申請書

受付第	—	号
	年	月 日

(あて先) 指定管理者

使用者	住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
	責任者		連絡先	

次のとおり奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認を受けたいので申請します。

使用目的					催物の名称		
使用日時	年 月 日 (曜日)				時 分から		
	年 月 日 (曜日)				時 分まで		
申請内容	普通使用		減免使用		入場料等の徴収の有無	徴収する	
入場方法	自由席	整理券	関係者			使用料(円) (※記入しないでください。)	円
	その他	()					徴収しない
使用施設	室名	午前	午後	夜間	ホール予定使用時間		
	ホール					開場	時 分
	楽屋					開演	時 分
	控室 1					終演	時 分
	控室 2				入場予定人員	人	
	多目的室 1						
	多目的室 2				特記事項		
	会議室 1						
	会議室 2						
	会議室 3						
和室				承認条件(※記入しないでください。)			
附属設備	(別紙明細書のとおり)						
合計							

承認第	—	号
	年	月 日

第2号様式(第4条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用変更承認申請書

受付第	—	号
	年	月 日

(あて先) 指定管理者

使用者	住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
	責任者		連絡先	

次のとおり奈良市北部会館市民文化ホールの使用変更承認を受けたいので申請します。

使用目的					催物の名称		
使用日時	年 月 日 (曜日)				時 分から		
	年 月 日 (曜日)				時 分まで		
申請内容	普通使用		減免使用		入場料等の徴収の有無	徴収する 円	
入場方法	自由席	整理券	関係者			使用料(円) (*記入しないでください。)	徴収しない
使用施設	その他	()					
	室名	午前	午後	夜間	ホール予定使用時間		
	ホール				開場	時	分
	楽屋				開演	時	分
	控室1				終演	時	分
	控室2				入場予定	人	人
	多目的室1				特記事項		
	多目的室2						
	会議室1						
	会議室2						
会議室3				承認条件 (*記入しないでください。)			
和室							
附属設備	(別紙明細書のとおり)						
	合計						
変更理由							

使用料 精算額(円)	区分	変更前使用料(円)	既納使用料(円)	変更後使用料(円)	請求額(円)
	施設使用料				
	附属設備使用料				
	合計				

承認第	—	号
	年	月 日

第3号様式(第5条、第8条、第10条-第12条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用承認書

受付第	—	号
	年	月 日

使用者	住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
	責任者		連絡先	

使用目的					催物の名称		
使用日時	年 月 日(曜日) 時 分から						
	年 月 日(曜日) 時 分まで						
申請内容	普通使用		減免使用		入場料等の徴収の有無	徴収する	
入場方法	自由席	整理券	関係者			使用料(円) (※記入しないでください。)	円
使用施設	その他	()			ホール予定使用時間		徴収しない
	室名	午前	午後	夜間		開場	時 分
	ホール				開演	時 分	
	楽屋				終演	時 分	
	控室1				入場予定人員	人	
	控室2						
	多目的室1				特記事項		
	多目的室2						
	会議室1						
	会議室2						
	会議室3				承認条件(※記入しないでください。)		
和室							
附属設備	(別紙明細書のとおり)						
合計							

上記のとおり奈良市北部会館市民文化ホールの使用を承認します。

指定管理者

承認印

領収印

承認第	—	号
	年	月 日

第4号様式(第5条、第8条、第10条-第12条関係)

奈良市北部会館市民文化ホール使用変更承認書

受付第	—	号
年	月	日

使用者	住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
	責任者		連絡先	

使用目的					催物の名称			
使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から							
	年 月 日 (曜日) 時 分まで							
申請内容	普通使用		減免使用		入場料等の徴収の有無	徴収する		
入場方法	自由席	整理券	関係者			使用料(円) (※記入しないでください。)	円	
	その他	()			徴収しない			
使用施設	室名	午前	午後	夜間	ホール予定使用時間			
	ホール					開場	時	分
	楽屋					開演	時	分
	控室1					終演	時	分
	控室2					入場予定人員	人	
	多目的室1							
	多目的室2					特記事項		
	会議室1							
	会議室2							
	会議室3							
和室				承認条件(※記入しないでください。)				
附属設備	(別紙明細書のとおり)							
合計								
変更理由								

使用料 精算額(円)	区分	変更前使用料(円)	既納使用料(円)	変更後使用料(円)	請求額(円)
	施設使用料				
	附属設備使用料				
	合計				

上記のとおり奈良市北部会館市民文化ホールの使用変更を承認します。

指定管理者

承認印

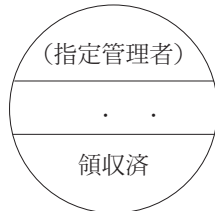
領収印

承認第	—	号
年	月	日

別記第4号様式の次に次の1様式を加える。
第4号様式の2(第5条関係)



別記第5号様式の次に次の1様式を加える。
第5号様式の2(第10条関係)



別記第8号様式中「、使用変更承認書及び領収書」を「及び使用変更承認書」に改める。

附則

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現に作成されている用紙は、当分の間、必要な修正をして使用することができる。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市グリーンホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第46号

奈良市グリーンホール条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市グリーンホール条例施行規則(平成16年奈良市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項、第7条第1項及び第8条中「市長」を「指定管理者」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第47号

奈良市都祁交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市都祁交流センター条例施行規則(平成17年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」

に改め、同項第1号中「10日に当たる日」の次に「(本番に伴わない練習のために使用する場合は、使用しようとする日前3日に当たる日)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 使用者は、承認を受けた事項を変更しようとする場合(次に掲げる場合に限る。)は、奈良市都祁交流センター使用変更承認申請書(別記第2号様式)に次条第1項の承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。この場合において、第2号及び第5号から第8号までに掲げる変更の申請は、前項に定める期間内に行わなければならない。

- 使用内容の変更
 - 前項第1号に掲げる施設の使用の追加
 - 前項第2号に掲げる施設の使用の追加
 - 附属設備の使用の追加
 - 使用日の追加
 - 使用時間区分の追加
 - 入場料等を徴収しない場合から入場料等を徴収する場合への変更
 - 準備、後片付け又は本番に伴う練習のための使用から通常の使用への変更
- 第10条を次のように改める。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、承認書の交付を受ける際、使用料を納付しなければならない。承認を受けた事項を変更し、使用料を追加納付する場合も、また、同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日までに納付することができる。

- 第4条第2項第2号に規定する施設若しくは附属設備の追加使用の承認又は第7条の規定による使用時間の延長の承認を受けて使用料を納付する場合 使用の日
- 国又は地方公共団体が使用する場合であって、市長が後納することについてやむを得ないと認める場合 使用の日後1箇月に当たる日

2 前項の規定により使用料の納付があったときは、承認書又は変更承認書の表面に使用料の領収印(別記第5号様式の2)を押すものとする。
別記第2号様式及び第4号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条・第7条関係)

奈良市都祁交流センター使用変更承認申請書

受付第 号
年 月 日

(あて先) 指定管理者

使用者	住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
	責任者		連絡先	

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用変更承認を受けたいので申請します。

使用目的							入場予定人員	人
使用内容							出演予定人員	人
							主催者人員	人
使用日	使用施設	使用区分 (○=本番 ●=準備)						施設使用料 (円)
		午前	午後	夜間	開場	開演	終演	
年月日								
年月日								
年月日								
年月日								
年月日								
年月日								
年月日								
申請内容	<input type="checkbox"/> 普通使用 <input type="checkbox"/> 減免使用			施設使用料 (A)				
入場方法	<input type="checkbox"/> 指定席 <input type="checkbox"/> 自由席 <input type="checkbox"/> 整理券			附属設備使用料 (B)				
	<input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> その他 ()			合計 (A) + (B)				
入場料等徴収の有無	<input type="checkbox"/> 徴収しない。 <input type="checkbox"/> 徴収する。(円)							
承認条件								
特記事項								
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日 ・ 第 号							
変更理由								

使用料精算額(円)	区分	変更前使用料(円)	既納使用料(円)	変更後使用料(円)	請求額(円)
	施設使用料				
	附属設備使用料				
	合計				

承認第 - 号
年 月 日

第4号様式(第5条、第8条、第10条-第12条関係)

奈良市都祁交流センター使用変更承認書

使用者	住所			
	団体名			
	代表者名		連絡先	
	責任者		連絡先	

次のとおり、奈良市都祁交流センターの使用変更を承認します。

使用目的							入場予定人員	人
使用内容							出演予定人員	人
							主催者人員	人
使用日	使用施設	使用区分(○=本番 ●=準備)						施設使用料(円)
		午前	午後	夜間	開場	開演	終演	
年月日								
年月日								
年月日								
年月日								
年月日								
年月日								
年月日								
申請内容	<input type="checkbox"/> 普通使用 <input type="checkbox"/> 減免使用			施設使用料(A)				
入場方法	<input type="checkbox"/> 指定席 <input type="checkbox"/> 自由席 <input type="checkbox"/> 整理券			附属設備使用料(B)				
	<input type="checkbox"/> 招待券 <input type="checkbox"/> その他()			合計(A)+(B)				
入場料等徴収の有無	<input type="checkbox"/> 徴収しない。 <input type="checkbox"/> 徴収する。()円							
承認条件								
特記事項								
使用承認の年月日及び承認番号	年 月 日・第 号							
変更理由								

使用料精算額(円)	区分	変更前使用料(円)	既納使用料(円)	変更後使用料(円)	請求額(円)
	施設使用料				
	附属設備使用料				
	合計				

上記のとおり奈良市都祁交流センターの使用変更を承認します。

指定管理者

承認印

領収印

承認 第	—	号
年	月	日

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第48号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則
奈良市中小企業資金融資規則（昭和39年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「当該委託申込書を」の次に「融資を受けようとする金融機関を経て」を加える。

第10条を次のように改める。

（保証料の負担）

第10条 融資を受けた者に対し信用保証協会が徴する保証料については、その一部を市が負担する。

第10条の次に次の1条を加える。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る分から適用する。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第49号

奈良市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
奈良市建築基準法施行細則（平成元年奈良市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号を削る。

第14条の次に次の1条を加える。

（私道の変更又は廃止の承認）

第14条の2 私道を変更し、又は廃止しようとする者は、私道の変更・廃止承認申請書（別記第9号様式の2）正副2通に、それぞれ、施行規則第9条に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、同条中「指定」とあるのは、「変更又は廃止」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の申請に基づいて私道の変更又は廃止を承認した場合においては、同項の申請書の副本に所要の事項を記載した私道の変更・廃止承認通知書により、申

請者に通知するものとする。

別記第1号様式の2を削る。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式の2 (第14条の2関係)

正

私道の変更・廃止承認申請書

私道の変更・廃止の承認を受けたいので、奈良市建築基準法施行細則第14条の2第1項の規定により申請します。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所
氏名

印

1 代理者
住所・氏名

電話

印

2 設計者
住所・氏名

電話

印

3 私道の種別

法第42条第 項 第 号 道路
(位置指定 年 月 日 第 号)

4 変更・廃止
の理由

5 変更・廃止する私道又はその部分	変更後の私道	地名・地番	土地所有者	その他の権利者
		幅員 ~ m	延長 m	面積 m ²
廃止部分の私道	廃止部分の私道	地名・地番	土地所有者	その他の権利者
		幅員 ~ m	延長 m	面積 m ²

6 変更後の明示方法

※ 備考

(注) ※欄は、記入しないでください。

副

私道の変更・廃止承認通知書

私道の変更・廃止の承認をしたので、奈良市建築基準法施行細則第14条の2第2項の規定により通知します。

申請者
様
奈良市長 印

変更・廃止番号 第 号
変更・廃止年月日 年 月 日

1 代理者 住所・氏名	電話 印
2 設計者 住所・氏名	電話 印
3 私道の種別	法第42条第 項 第 号 道路 (位置指定 年 月 日 第 号)
4 変更・廃止 の理由	

5 変更・廃止する私道又はその部分	変更後の私道	地名・地番	土地所有者	その他の権利者
		幅員 ~ m	延長 m	面積 m ²
廃止部分の私道	廃止部分の私道	地名・地番	土地所有者	その他の権利者
		幅員 ~ m	延長 m	面積 m ²

6 変更後の明示方法

※ 備考

(注) ※欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第50号

奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)の施行に関し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(計画の認定の申請)

第2条 法第17条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、省令第8条に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ、同条の表に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト(別記第1号様式)

(2) その他市長が必要と認める図書

(計画変更の認定の申請)

第3条 法第18条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、変更認定申請書(別記第2号様式)の正本及び副本に、それぞれ、省令第8条の表に掲げる図書のうち変更に係る部分について変更前及び変更後を明示した図書を添えて市長に提出しなければならない。

(名義変更届)

第4条 認定建築主等は、認定特定建築物に係る工事が完了する前に、その名義を変更しようとするときは、新旧双方の認定建築主等が連署した名義変更届(別記第3号様式)に、当該認定特定建築物の建築等の事業に関する資金計画書及び認定通知書を添えて、市長に届け出なければならない。

(取下げ届)

第5条 法第17条第1項又は法第18条第1項の規定による認定の申請をした者は、当該申請を取り下げるときは、取下げ届(別記第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(とりやめ届)

第6条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事をとりやめたときは、とりやめ届(別記第5号様式)に、認定通知書を添えて市長に届け出なければならない。

(工事完了等の報告)

第7条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事が完了したとき及び法第53条第4項の規定により報告を求められたときは、別記第6号様式の報告書により市長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の廃止)

2 奈良市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則(平成14年奈良市規則第57号)は、廃止する。

別記

第1号様式(第2条関係)

(第1面)

建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

特定施設等	チェック項目	チェック欄
出入口 (第2条)	① 出入口(かご・昇降路・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。)	—
	(1) 幅は90cm以上であるか	
	(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	② 1以上の建物出入口	—
	(1) 幅は120cm以上であるか	
	(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第3条)	① 幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすがすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上)であるか	
	② 表面は粗面とし、又は滑りにくい仕上げであるか	
	③ 点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分)※1	
	④ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤ 側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥ 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦ 休憩設備を適切に設けているか	
	⑧ 上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)は適用除外	—
階段 (第4条)	① 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cmまで不算入)	
	② けあげは16cm以下であるか	
	③ 踏面は30cm以上であるか	
	④ 両側に手すりを設けているか(踊場を除く。)	
	⑤ 表面は粗面とし、又は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥ 段は識別しやすいものか	
	⑦ 段はつまづきにくいものか	
	⑧ 点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分)※3	
	⑨ 主な階段を回り階段としていないか	
(第5条)	① 階段以外に傾斜路・昇降機(2以上の階にわたるときは省令第7条の昇降機に限る。)を設けているか	
	② 上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合(※4)は適用除外	—
傾斜路 (第6条)	① 幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	② 勾配は1/12以下であるか	
	③ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④ 両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除)	
	⑤ 表面は粗面とし、又は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥ 前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦ 点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)※5	
	⑧ 上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※6)は適用除外	—

(注) チェック欄には記入しないでください。

※1 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

※3 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

※5 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※6 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

(第2面)

特定施設等	チェック項目	チェック欄
エレベーター (第7条)	① 必要階(利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設・浴室等・客室のある階、地上階)に停止するエレベーター昇降機が1以上あるか	
	② 多数の者(主として高齢者、身体障害者等)が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③ 多数の者(主として高齢者、身体障害者等)が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1) ②のすべてを満たしているか	
	(2) かごの幅は140cm以上であるか	
	(3) かごは車いすが転回できる形状か	
	(4) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④ 不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2) かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(4) かごの幅は140cm以上であるか	
	(5) かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤ 不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1) ④(2)、(3)、(5)を満たしているか	
	(2) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(3) かごの幅は160cm以上であるか	
	(4) かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(5) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(6) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥ 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー ※1	—
(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか		
(2) かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3) かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4) かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第8条)	① エレベーターの場合	—
	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第7号のもの)であるか	
	(2) かごの床面積は0.84㎡以上であるか	
	(3) かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
	② エスカレーターの場合	—
(1) 車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

(注) チェック欄には記入しないでください。

※1 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合

(第3面)

特定施設等	チェック項目	チェック欄
便所 (第9条)	① 車いす使用者用便房を設けているか(各階原則2%以上)	
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口(当該便房を設ける便所も同様)	—
	・幅は80cm以上であるか	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(4) 車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く。)	
② オストメイトに対応した便房を設けているか(各階1以上)		
③ 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のもの)等を設けているか(各階1以上)		
ホテル又は旅館の客室 (第10条)	① 車いす使用者用客室を設けているか(原則2%以上の客室)	
	(1) 出入口	—
	・幅は80cm以上であるか	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	(2) 便所(同じ階に省令第9条に規定する便所がある場合は免除)	—
	・車いす使用者用便房を設けているか	
	・出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	・出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3) 浴室等(省令第13条に規定する浴室等がある場合は免除)	—
	・車いす使用者用浴室等を設けているか	
・出入口の幅は80cm以上であるか		
・出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
敷地内の通路 (第11条)	① 幅は180cm以上であるか(段がある部分及び傾斜路を除く。)	
	② 表面は粗面とし、又は滑りにくい仕上げであるか	
	③ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④ 段がある部分	—
	(1) 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2) けあげは16cm以下であるか	
	(3) 踏面は30cm以上であるか	
	(4) 両側に手すりを設けているか	
	(5) 識別しやすいものか	
	(6) つまづきにくいものか	
	⑤ 段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか	
	⑥ 傾斜路	—
	(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2) 勾配は1/15以下であるか	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除)	
	(4) 両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は勾配1/20以下の傾斜部分は免除)	
	(5) 前後の通路と識別しやすいものか	
	⑦ 上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。	—
	⑧ 上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がない部分(※1)は適用除外	—
	駐車場 (第12条)	① 車いす使用者用駐車施設を設けているか(原則2%以上)
(1) 幅は350cm以上であるか		
(2) 表示をしているか		
(3) 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか		

(注) チェック欄には記入しないでください。

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

(第4面)

特定施設等	チェック項目	チェック欄
浴室等 (第13条)	① 車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口	—
	・幅は80cm以上であるか	
	・戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
標識 (第14条)	① 移動等円滑化の措置がとられた施設があることを表示する標識の設置	—
	(1) エレベーターその他の昇降機の標識を高齢者・障害者等が見やすい位置に設けているか	
	(2) 便所の標識を高齢者・障害者等が見やすい位置に設けているか	
	(3) 駐車施設の標識を高齢者・障害者等が見やすい位置に設けているか	
	② ①の標識は、表記内容が容易に識別できるか	
案内設備 (第15条)	① 移動等円滑化の措置がとられた施設の配置を表示した案内板の設置(配置を容易に識別できる場合を除く。)	—
	(1) エレベーターその他の昇降機の配置を表示した案内板等を設けているか	
	(2) 便所の配置を表示した案内板等を設けているか	
	(3) 駐車施設の配置を表示した案内板等を設けているか	
	② 移動等円滑化の措置がとられた施設の配置を視覚障害者に示すための設備の設置	—
	(1) エレベーターその他の昇降機の配置を示す点字等の設備を設けているか	
	(2) 便所の配置を示す点字等の設備を設けているか	
	③ 案内所を設けているか(設けている場合、①②の設備は不要)	
案内設備・案内所までの経路 (第16条)	① 道から省令第15条第2項の設備又は同条第3項の案内所までの視覚障害者移動等円滑化経路の設置 (主たる経路) ※1	—
	(1) 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)	
	(2) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	(3) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

(注) チェック欄には記入しないでください。

※1 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※2 国土交通省告示で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

第2号様式(第3条関係)

変更認定申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者の氏名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条第1項の規定により認定を受けた計画の変更認定を受けたいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり申請します。

認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
確認の特例の有無	有 ・ 無
建築確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定特定建築物の位置	
変更の内容	
変更の理由	

添付書類 変更に係る部分について変更前及び変更後を明示した図書

第3号様式(第4条関係)

名 義 変 更 届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者の氏名

奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第4条の規定により認定建築主等の名義を変更したいので次のとおり届け出ます。

認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定特定建築物の位置	
新認定建築主等	住所 氏名 ㊟
旧認定建築主等	住所 氏名 ㊟

添付書類

- 1 認定特定建築物の建築等の事業に関する資金計画書
- 2 認定通知書

第5号様式 (第6条関係)

とりやめ届

年月日

(あて先) 奈良市長

届出者住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
〔並びに名称及び代表者の氏名〕

認定特定建築物の工事をとりやめたので、奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第6条の規定により次のとおり届け出ます。

認定通知年月日 及び番号	年月日	号
敷地の地名地番		
とりやめ理由		

第4号様式 (第5条関係)

取下げ届

年月日

(あて先) 奈良市長

届出者住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
〔並びに名称及び代表者の氏名〕

次のとおり特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定(変更認定)申請を取り下げたいので、奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第5条の規定により届け出ます。

受付年月日	年月日	
受付番号	第	号
敷地の地名地番		
取下げ理由		

第6号様式(第7条関係)

認定特定建築物の建築等又は維持保全の状況についての報告書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

報告者 住所

氏名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕
並びに名称及び代表者の氏名

次のとおり奈良市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則第7条の規定により報告します。

1 認定通知年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2 認定建築物の位置			
3 建築物の概要			
敷地面積	m ²	延べ面積	m ²
建築面積	m ²	建築物の階数	
構造		主要用途	
工事種別		確認の特例	有・無
4 特定施設の構造及び配置に関する報告事項			
出入口			
廊下等			
エレベーター			
便所			
駐車場			
敷地内の通路			
5 建築基準法による完了届提出日(予定日)	年 月 日		

(注) 「4 特定施設の構造及び配置に関する報告事項」は、認定を受けた計画書に基づき検査を行った結果を記入してください。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市下水道条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第51号

奈良市下水道条例施行規則等の一部を改正する規則(奈良市下水道条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市下水道条例施行規則(昭和51年奈良市規則第10号)の一部を次のように改正する。

「上記のとおり領収しました。」

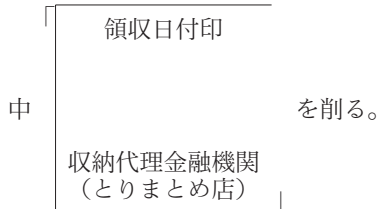
別記第21号様式(表)中

奈良市収入役

「上記のとおり領収しました。」に、

奈良市 奈良市収入役様
会計管理者

「上記のとおり収納しました。」に改め、同様式(裏)
(あて先)奈良市会計管理者



(奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和45年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第2の第2項中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同表の第3項中「造幣局特別会計、印刷局特別会計、国有林野特別会計及び郵政事業特別会計」を「国有林野事業特別会計」に、「並びに」を「及び」に改める。

別記第3号様式(2枚目)(表)中

奈良市収入役

「上記のとおり領収しました。」に、
奈良市 会計管理者

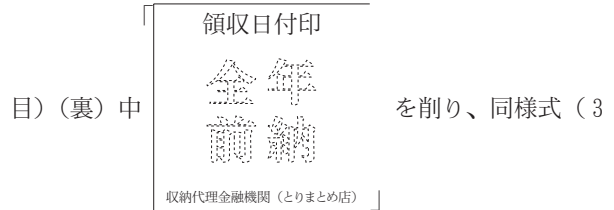
「上記のとおり収納しました。」

を

奈良市収入役様
「上記のとおり収納しました。」

に改め、同様式(2枚)

(あて先)奈良市会計管理者



枚目(裏)中

「上記のとおり領収しました。」を「上記のとおり領収しました。」に、
奈良市 会計管理者

奈良市収入役
「上記のとおり収納しました。」

を

奈良市収入役様
「上記のとおり収納しました。」に改め、同様式(3枚)

(あて先)奈良市会計管理者



枚目(表)中

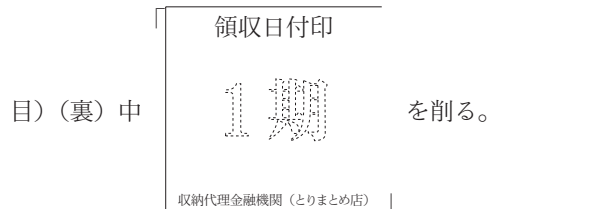
「上記のとおり領収しました。」を「上記のとおり領収しました。」に、
奈良市 会計管理者

奈良市収入役
「上記のとおり収納しました。」

を

奈良市収入役様
「上記のとおり収納しました。」に改め、同様式(4枚)

(あて先)奈良市会計管理者



(奈良市下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収事務委任に関する規則の一部改正)

第3条 奈良市下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収事務委任に関する規則(昭和41年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「収入役」を「会計管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現に第 1 条の規定による改正前の奈良市下水道条例施行規則別記第21号様式及び第 2 条の規定による改正前の奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則別記第 3 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則及び奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第52号

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則及び奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部改正)

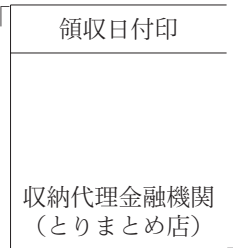
第 1 条 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則(平成13年奈良市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

「上記のとおり領収しました。 を 奈良市収入役 」

別記第 9 号様式中

「上記のとおり領収しました。 に、「(あて先) 奈良市収入役」を

奈良市会計管理者」 「(あて先) 奈良市会計管理者」に改め、



を削る。

(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第 2 条 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則(平成 6 年奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式 (2 枚目) (表) 中 「上記のとおり領収しました。 奈良市収入役」

「上記のとおり を 領収しました。 に、

奈良市

会計管理者 」

「上記のとおり収納しました。

を

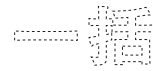
奈良市収入役様 」

「上記のとおり収納しました。

に改め、同様式 (2 枚

(あて先) 奈良市会計管理者」

領収日付印



目) (裏) 中

を削り、同様式 (3

枚目) (表) 中

「上記のとおり 領収しました。 を 奈良市 会計管理者 」 「上記のとおり 領収しました。 に、

奈良市収入役 」 奈良市 会計管理者 」

「上記のとおり収納しました。

を

奈良市収入役様 」

「上記のとおり収納しました。

に改め、同様式 (3 枚

(あて先) 奈良市会計管理者」

領収日付印



目) (裏) 中

を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成19年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現に第 1 条の規定による改正前の奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則別記第 9 号様式及び第 2 条の規定による改正前の奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則別記第 3 号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市消防局の組織に関する規則及び奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第53号

奈良市消防局の組織に関する規則及び奈良市消防職員委員会規則の一部を改正する規則

(奈良市消防局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の2 職員厚生係の部分の第2号中「衛生管理」を「安全衛生管理」に改め、同部分の第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 消防職員委員会に関すること。

（奈良市消防職員委員会規則の一部改正）

第2条 奈良市消防職員委員会規則（平成8年奈良市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第12条中「総務課」を「職員課」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（平成19年3月30日揭示済）

奈良市青少年児童会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第54号

奈良市青少年児童会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市青少年児童会館条例施行規則（昭和42年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 開館時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休館日

ア 火曜日及び水曜日

イ 国民の祝日の翌日（火曜日に当たるときはその翌々日、水曜日に当たるときはその翌日）

ウ 12月28日から翌年1月5日まで

第4条中「次のとおりとする」を「午前9時から午後5時までとする」に改め、同条各号を削る。

附 則

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

（平成19年3月30日揭示済）

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第55号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「事務吏員」を「職員（臨時職員及び市長が指定する職員を除く。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「市税犯則事件調査吏員」を「市税犯則事件調査員」に、「事務吏員」を「職員」に改め、同条第3項中「市税犯則事件調査吏員」を「市税犯則事件調査員」に改める。

別記第2号様式中「市税調査吏員証」を「市税犯則事件調査員証」に改める。

別記第5号様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第6号様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第10号様式中「納付」を「納付（納入）」に、「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第11号様式中「納付」を「納付（納入）」に、「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第13号様式中「納付」を「納付（納入）」に、「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第22号様式中「納付」を「納付（納入）」に、「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第26号様式中「納付」を「納付（納入）」に、「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第27号様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第28号様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第31号様式を次のように改める。

第31号様式

過誤納金還付請求書兼領収書

南都銀行が近くにない場合は、この領収書の裏面を御覧ください。

納税者
住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

奈良市

様

年 月 日 発行No. _____

還付金額								円
------	--	--	--	--	--	--	--	---

年 度	税 目
年度	

年 月 日

上記の金額を請求します。
(あて先)

奈良市長

住 所
(所在地)

上記の金額を領収しました。
(あて先)

奈良市会計管理者

氏 名
(名 称)

印

支払場所	支払期間
南 都 銀 行 窓 口 (本店・支店・出張所)	年 月 日から 年 月 日まで

銀行支払済印	奈良市認印

「上記のとおり
領収しました。 を
別記第35号様式中
奈良市収入役」

「上記のとおり
領収しました。 に、「奈良市収入役様」を
奈良市会計管理者」
「(あて先)
奈良市会計管理者」に改める。

「上記のとおり
領収しました。 を
別記第37号様式の5(表)中
奈良市収入役」

「上記のとおり
領収しました。 に、「奈良市収入役様」を
奈良市会計管理者」
「(あて先)
奈良市会計管理者」に改める。
別記第41号様式(1枚目)(表)を次のように改める。

第41号様式
(1枚目)

(表)

年度 市民税・県民税納税通知書

奈良市

納税者

郵便番号

様

次の納付額をそれぞれの
納期限までに納めてくださ
い。

年 月 日

奈良市長

氏

名

印

期別	第1期(円)	第2期(円)	第3期(円)	第4期(円)
納付額				
納付済額 ・充当額				
差引納付額				
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

通知書番号

年度 市民税・県民税 還付金相当額

別記第41号様式(2枚目)(表)を次のように改める。

(表)

(2枚目)

合計所得

所得等の明細		金額 (円)	所得等の明細		金額 (円)
課税明細	(給与収入)	()	長期譲渡所得		
	給与所得		短期譲渡所得		
	総所得		株式譲渡・先物取引所得		
	営業所得		本年度分で差し引く株譲・先物繰越損失額		
	農業所得		課税標準額 (円)	市民税 (円)	県民税 (円)
	不動産所得		山林・退職・総所得		
	利子・配当所得	()	区分		
	(公的年金収入)	()	税		
	雑所得		調整額	控除	
	譲渡・一時所得		税額	控除	
総所得金額計		65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う特例			
山林・退職所得		配当割除額・株式等譲渡所得割除額			
本年度分で差し引く繰越損失額		所得割額			
雑損・医療・寄附金		均等割額			
社会保険・小企共等		年税額			
生命保険料		特別徴収税額			
損害保険料		差引普通徴収税額			
障・寡・勤		所得割額控除額・株式等譲渡所得割除額			
配偶者・配特・扶養	人	所得期より控除することかできなかった配当割除額・株式等譲渡所得割除額			
基礎控除	330000				
所得控除金額計					

「上記のとおり領収しました。」を
別記第41号様式(3枚目)(表)中
奈良市収入役」

「上記のとおり領収しました。」に、「奈良市収入役様」を「(あて先)奈良市会計管理者」

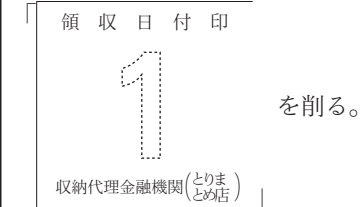
奈良市会計管理者」に改め、同様式(3枚目)(裏)中



「上記のとおり領収しました。」を
同様式(4枚目)(表)中
奈良市収入役」

「上記のとおり領収しました。」に、「奈良市収入役様」を「(あて先)奈良市会計管理者」

奈良市会計管理者」に改め、同様式(4枚目)(裏)中



別記第42号様式(1枚目)(表)を次のように改める。

第42号様式
(1枚目) (表)

年度 市民税・県民税納税通知書 奈良市

納税者 郵便番号

様

次の納付額をそれぞれの納期限までに納めてください。

年 月 日

奈良市長 氏 名 印

期別	第1期(円)	第2期(円)	第3期(円)	第4期(円)
納付額				
納付済額・充当額				
差引納付額				
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

通知書番号

年度 市民税・県民税 還付金相当額

別記第42号様式(2枚目)(表)を次のように改める。

(表)

合計所得

所得等の明細	金額 (円)	所得等の明細				金額 (円)	市民税 (円)	県民税 (円)
		長期譲渡所得	短期譲渡所得	株式譲渡・先物取引所得	本年度分で差し引く株譲・先物繰越損失額			
課税標準額								
山林・退職・総所得								
調整控除								
税額控除								
65歳以上の者に係る非課税措置の廃止に伴う特例								
配当割除額・株式等譲渡所得割除額								
所得割額								
均等割額								
年税額								
特別徴収税額								
差引普通徴収税額								
所得期より控除することのできなかつた配当割除額・株式等譲渡所得割除額								

(2枚目)

所得等の明細	金額 (円)
(給与収入)	()
給与所得	
総所得	
営業所得	
農業所得	
不動産所得	
利子・配当所得	
(公的年金収入)	()
雑所得	
譲渡・一時所得	
総所得金額計	
山林・退職所得	
本年度分で差し引く繰越損失額	
雑損・医療・寄附金	
社会保険・小企共済	
生命保険料	
損害保険料	
障害・寡・勤	
配偶者・配特・扶養	人
基礎控除	330000
所得控除金額計	

「上記のとおり
領収しました。 を
奈良市収入役 」

「上記のとおり
領収しました。 に、「奈良市収入役様」を「(あて先)

奈良市会計管理者」

奈良市会計管理者」に改め、同様式(3枚目)(裏)中



を削る。

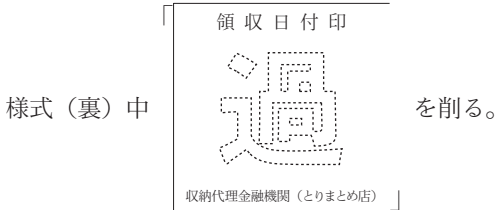
別記第44号様式(表)中「昭和」を削り、

「上記のとおり 「上記のとおり

領収しました。 を 領収しました。 に、「奈良市

奈良市収入役 」 奈良市会計管理者」

収入役様」を「(あて先)奈良市会計管理者」に改め、同



別記第54号様式を次のように改める。

第54号様式

年度 市民税・県民税の

通知書

あなたの 年度分の市・県民税を下記のとおり

いたします。

納税義務者	住所	様	
氏名	氏名	指定番号	個人番号
整理番号	納税義務者番号	指定番号	個人番号

奈良市長 氏 名 印

理由	処理 No.
----	--------

項目	区分	円	円	円
総所得金額	営業所得			
	農業所得			
	不動産所得			
	利子所得			
	株式所得			
	証券所得			
	公債所得			
	給与所得	()	()	()
	公的年金所得	()	()	()
	雑所得			
	雑所得一時所得			
	合計			
繰越損失	雑損・寄付金			
	医療費			
	社会保険料			
	小規模企業共済掛金			
	生命保険料			
	損害保険料			
	扶養同居特別障害者の他			
	障害・寡・勤			
	配偶者配			
	同居老親老人扶養			
	特定扶養一親扶養			
	基礎			
	合計			

項目	区分	円	円	円	円	円	円	円	円
課税標準額	山林・退職・総所得								
算出税額	山林・退職・総所得								
調整控除額	調整控除額								
税額控除額	税額控除額								
所得割額	所得割額								
均等割額	均等割額								
年税徴収税額	年税徴収税額								
特別徴収税額	特別徴収税額								
差引普通徴収税額	差引普通徴収税額								
納付方法	納付方法								

区分	普通徴収												特別徴収				
	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分		2月分	3月分	4月分	5月分
納期変更																	
納付方法																	
区分																	

納税義務者用

(注)裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第56号様式及び別記第63号様式中「における公定歩合」を「における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基礎割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

別記第64号様式(表)中「奈良市収入役」を「奈良市会計管理者」に改める。

別記第69号様式(2枚目)(表)中「上記のとおり領収しました。」を「奈良市収入役」

「上記のとおり領収しました。」に、「奈良市収入役様」を「奈良市会計管理者」

「(あて先)奈良市会計管理者」に改め、同様式(3枚目)(表)中

「上記のとおり領収しました。」を「上記のとおり領収しました。」に、「奈良市

収入役」を「奈良市会計管理者」

収入役様」を「(あて先)奈良市会計管理者」に改める。

別記第71号様式(表)中「上記のとおり領収しました。」を「奈良市収入役」

「上記のとおり領収しました。」に、「奈良市収入役」を「奈良市会計管理者」

「(あて先)奈良市会計管理者」に改める。

別記第114号様式(表)中「上記のとおり領収しました。」を「奈良市収入役」

第5号様式(第21条関係)

建設工事請書

- 1 工事名 工事
- 2 工事番号 第 号
- 3 工事場所 市 町 番地内
自 年 月 日
- 4 工期 至 年 月 日
- 5 工事内容 別紙仕様書及び図面のとおり
- 6 請負代金額 金 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の合計額金 円)
〔 () の部分は、請負者が課税業者である場合に限り、記入してください。〕
- 7 契約保証金額金 円
ただし
現金 金 円
代用証券 金 円 (内識別紙明細書のとおり)
- 8 工事施工 別紙仕様書及び図面にに基づき、頭書の工期内に完成する。

「上記のとおり領収しました。」を「奈良市収入役」に改め、「奈良市収入役様」を「(あて先)奈良市会計管理者」に改める。

別記第127号様式(表)中「奈良市収入役」を「奈良市

会計管理者」に改め、同様式(裏)中

及び「この通知書に不服がある場合における救済方法」を削る。

別記第133号様式その1(表)中「奈良市収入役」を「(あて先)奈良市会計管理者」に改め、同様式その2(表)中「奈良市収入役」を「(あて先)奈良市会計管理者」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第41号様式、第42号様式及び第54号様式の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年3月30日

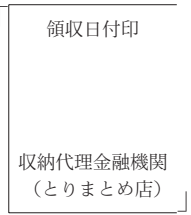
奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第56号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式を次のように改める。



- 9 権利義務の譲渡 奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「規則」という。）第26条の規定による。
- 10 一括下請負の禁止 契約に係る工事を一括して第三者に請け負わせないこと。
- 11 監督員 工事の施工については、すべて奈良市の監督職員の監督又は指示に従うこと。
- 12 現場代理人及び主任技術者 現場代理人及び主任技術者（兼ねることができる。）を定めて、工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を奈良市長に通知すること。これらの者を変更したときも同様とする。
- 13 材料の検査等 工事に使用する材料は、監督職員の検査を受けること並びに水中又は地下に埋設する工事その他の完成後外面から明視することができない工事を施工するときは、監督職員の立会のうえ施工すること。
- 14 損害等 工事目的物の引き渡し前に生じた損害は、天災その他の不可抗力を除きすべて負担すること。
- 15 検査及び引渡 工事が完成したときは、市長に竣工届を提出し、奈良市の検査職員の検査を受け、検査に合格したときは、目的物を引き渡すこと。
- 16 かし担保 工事目的物のかし又はそのかしによつて生じた損害は、目的物の引き渡し後〇年間担保の責めに任ずること。
- 17 遅延利息 規則第27条の規定による。
- 18 損害賠償 請負者の責めに帰すべき事由により契約を解除したときは、契約保証金は市に帰属すること。この場合において、市に生じた損害の額が納付された契約保証金の額を超えることとなるときは、請負者は別にその超過額を損害賠償金として市に支払うこと。
- 19 契約の解除 次に掲げる事項の一に該当するときは、この契約を解除される場合があること。
(1) 工期内に工事の完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2) 明らかに契約を履行する見込みがないとき。
- 20 その他 本書に定めない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。
上記により、建設工事を施工することをお請けします。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

請負者 住所
氏名

別記2の第27条及び第28条第1項中「第51条第1項」を「第53条第1項」に改め、第47条第1項第5号中「第49条第1項」を「第50条第1項」に改め、第55条を第57条とし、第54条を第56条とし、第53条中「別紙仲裁合意書」を「仲裁合意書」に改め、同条を第55条とし、第52条を第54条とし、第51条を第53条とし、第50条を第51条とし、同条次に次の1条を加える。

(損害賠償の予定)

第52条 乙は、第48条第1項各号の一に該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は甲が解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金の10分の1に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、審決の対象となる行為が昭和57年公正取引委員会告示第15号（不公正な取引方法）第6項に該当する行為である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、乙が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、

その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害金が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。別記2の第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、第47条次に次の1条を加える。

(談合等による解除)

第48条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第65条又は第67条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第49条第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第50条第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第5項の規定により確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

別記2の別紙を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月30日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第1号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月16日

奈良市長 藤原 昭

奈良市事務専決規程等の一部を改正する訓令
(奈良市事務専決規程の一部改正)

第1条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項公室長、部長及び保健所長共通の部分の第9号中「2月」を「6月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削り、同条第3項第11号中「2月」を「6月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削る。

第6条第1項課長共通の部分の第11号中「5日」を「1月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削る。

(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程(昭和34年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「2月」を「6月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削る。

第4条課長共通の部分の第11号中「5日」を「1月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削る。

(奈良市役所出張所事務処理規程の一部改正)

第3条 奈良市役所出張所事務処理規程(昭和60年奈良市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

本則第4項第9号中「2月」を「6月」に改め、「(任用期間を更新する場合を除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年3月16日から施行する。

(平成19年3月16日揭示済)

奈良市訓令甲第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市文書取扱規程の一部を改正する訓令

奈良市文書取扱規程(昭和23年奈良市訓令甲第2号)の

一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号、第17条の3第2項第3号及び第18条中「助役」を「副市長」に改める。

第19条を次のように改める。

(施行する文書の照合)

第19条 施行する文書は、決裁を終わつた起案文書との照合を確実に行わなければならない。

第24条第2項を次のように改める。

2 発信名は、法令等に定めのある場合を除き、あて名との均衡を失しないよう配慮して記載するものとする。この場合において、対内文書の発信名及びあて名は、特に定めのある場合を除き、補職名のみを用い、氏名を省略することができる。

別記第5号様式中「□助役」を「□副市長」に、

「 助 役 」 を 「 副 市 長 」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の奈良市文書取扱規程別記第5号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市訓令甲第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市行政組織条例及び地方自治法の一部改正に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市行政組織条例及び地方自治法の一部改正に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市庁議規程の一部改正)

第1条 奈良市庁議規程(昭和40年奈良市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(構成)

第3条 庁議は、市長、副市長、水道事業管理者、教育長、政策監、法令遵守監察監、危機管理監のほか各部長、消防長、保健所長及び議会事務局長をもって構成する。

第5条の見出し中「部局等」を「部等」に改める。

(奈良市勢要覧編集委員会設置規程の一部改正)

第2条 奈良市勢要覧編集委員会設置規程(昭和47年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長公室担当助役」を「副市長」に改める。

(奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部改正)
第3条 奈良市総合計画策定委員会設置規程(昭和56年奈良市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画部担当助役」を「副市長」に改める。

(奈良市法令審査会規程の一部改正)

第4条 奈良市法令審査会規程(昭和59年奈良市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「副委員長」を削り、「委員5人」を「委員」に改め、同条第2項中「総務部担当助役」を「副市長」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法令遵守監察監

第2条第4項を同条第3項とする。

第3条の見出しを「(委員長の職務)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(奈良市建設工事入札参加者等審査会規程の一部改正)

第5条 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程(昭和61

建設部	土木管理課長	道路維持課長	道路建設課長	河川課長	を
都市計画部	都市計画課長	景観課長	市街地整備課長	街路公園課長	
都市整備部	開発指導課長	建築指導課長	下水道建設課長		
都市整備部	都市計画課長	公園緑地課長	開発指導課長	建築指導課長	に、
建設部	土木管理課長	道路維持課長	道路建設課長	下水道建設課長	
				河川課長	

「社会教育課長」を「生涯学習課長」に改める。

(奈良市綱紀点検調査委員会設置規程の一部改正)

第7条 奈良市綱紀点検調査委員会設置規程(平成元年奈良市訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

委員	法令遵守監察監	市長公室長	企画部長	総務部長	市民生活部長	保健福祉部長	保健所長	環境清美部長	観光経済部長	都市整備部長	建設部長	西部出張所長	会計課長	議会事務局長
----	---------	-------	------	------	--------	--------	------	--------	--------	--------	------	--------	------	--------

(奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程の一部改正)

第8条 奈良市人権教育・啓発推進本部設置規程(平成2年奈良市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 奈良市人権文化推進計画の推進に関すること。

第3条第2項中「助役及び収入役」を「副市長、水道事業管理者及び教育長」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 本部委員は、消防長、政策監(まちづくり担当)、政

年奈良市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務部担当助役」を「副市長」に改め、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 総務部長
- (2) 市民生活部長
- (3) 環境清美部長
- (4) 観光経済部長
- (5) 都市整備部長
- (6) 建設部長
- (7) 教育総務部長

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第6条 奈良市都市問題調整会議設置規程(昭和62年奈良市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画部担当助役」を「副市長」に改め、同条第3項中「前項の助役以外の助役」を「政策監(まちづくり担当)」に改める。

別表第1中「文化経済部長 建設部長 都市計画部長 都市整備部長」を「観光経済部長 都市整備部長 建設部長」に、「社会教育部長」を「生涯学習部長」に改める。

別表第2中「|文化経済部|」を「|観光経済部|」に、

策監(行財政改革担当)、法令遵守監察監、危機管理監、市長公室長、各部長、奈良診療所長、都祁診療所長、西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長、都祁行政センター所長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。

第6条第1項第5号中「重要課題推進部会」を「分野別課題推進部会」に、「奈良市行動計画の重要課題」を「人権に関する分野別課題」に改め、同条第6項第1号中「企画部企画政策課」を「企画政策課」に改め、同項第2号中「市長公室人事課」を「人事課」に改め、同項第3号中「総務部税務室市民税課」を「市民税課」に改め、同項第4号中「市民生活部市民課」を「市民課」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 分野別課題推進部会 学校教育課

第9条第3項中「市民生活部人権文化推進室長」を「人権文化推進室長」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 事務局次長は、人権推進課長、人権啓発センター所長、人権教育推進室長及び生涯学習課長をもって充て、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長があらかじめ指名する事務局次長がその職務を

代理する。

5 事務局員は、人権推進課、人権啓発センター、人権教育推進室及び生涯学習課の職員をもって充てる。

別表第1企画部会の項中「文化経済部長」を「観光経済部長」に、「都市計画部長 月ヶ瀬行政センター所長」を「月ヶ瀬行政センター所長」に、「監査委員事務局長」を「監査委員事務局長 都市計画室長」に、「国保年金課長 人権・同和施策課長 人権啓発センター所長 月ヶ瀬診療所長」を「月ヶ瀬診療所長 国保年金課長 人権推進課長 人権啓発センター所長」に、「道路維持課長 都市計画課長 JR奈良駅周辺開発事務所長」を「都市計画課長 JR奈良駅周辺開発事務所長 道路維持課長」に、「人権・同和教育推進室長 一条高等学校事務長 社会教育課長」を「人権教育推進室長 一条高等学校事務長 生涯学習課長」に改め、同表研修部会の項中「建設部長」を「政策監(まちづくり担当) 政策監(行財政改革担当) 法令遵守監察監 危機管理監 建設部長」に、「生活安全部長」を「生活安全部長 市民安全室長 文化観光室長 下水道室長」に、「観光課長 建設庶務課長 市街地整備課長」を「観光課長」に、「人権・同和教育推進室長」を「人権教育推進室長」に改め、同表調査研究部会の項中「技術部長 中央図書館長 出納室長 西部図書館長」を「会計管理者 技術部長 税務室長 まちづくり指導室長」に、「収集課長」を「収集課長 西大寺南区画整理事務所長 開発指導課長」に、「河川課長 西大寺南区画整理事務所長 開発指導課長」を「河川課長」に、「都祁行政センター庶務課長」を「都祁行政センター庶務課長 会計課長」に、「中央図書館主査」を「中央図書館長 西部図書館長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「社会教育部長」を「生涯学習部長」に、「住宅課長 工事検査課長 街路公園課長 下水道建設課長」を「下水道建設課長 公園緑地課長 技術管理課長 住宅課長」に、「社会教育課長 体育課長」を「生涯学習課長 スポーツ課長」に改め、同表重要課題推進部会の項中「重要課題推進部会」を「分野別課題推進部会」に、「都祁診療所長」を「都祁診療所長 子育て支援室長 長寿社会室長 道路室長」に、「衛生課長 人権・同和施策課長」を「人権推進課

長」に、「児童課長 保育課長」を「子育て課長 保育課長 放課後児童施策課長 長寿福祉課長」に、「文化振興課長」を「文化国際課長」に、「景観課長 東部下水道課長」を「景観課長」に改める。

別表第2企画部会の項中「人権・同和施策課長」を「人権推進課長」に、「人権・同和教育推進室長 社会教育課長」を「人権教育推進室長 生涯学習課長」に改め、同表研修部会の項中「企画総務課長 建設庶務課長」を「企画総務課長」に、「人権・同和教育推進室長」を「人権教育推進室長」に改め、同表調査研究部会の項中「中央図書館主査」を「中央図書館長」に改め、同表市民運動推進部会の項中「体育課長」を「スポーツ課長」に、「社会教育課長」を「生涯学習課長」に改め、同表重要課題推進部会の項中「重要課題推進部会」を「分野別課題推進部会」に、「衛生課長 人権・同和施策課長」を「人権推進課長」に、「児童課長 保育課長」を「子育て課長 保育課長 放課後児童施策課長 長寿福祉課長」に改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第9条 奈良市環境調整会議設置規程(平成11年奈良市訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、副委員長」を削り、同条第2項中「企画部担当助役」を「副市長」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第4条の見出しを「(委員長)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

別表第1中「収入役 水道事業管理者」を「水道事業管理者」に、「教育長」を「教育長 政策監(まちづくり担当)」に、「文化経済部長 建設部長 都市計画部長 都市整備部長」を「観光経済部長 都市整備部長 建設部長」に、「社会教育部長」を「生涯学習部長」に改める。

別表第2中「人権・同和施策課長」を「人権推進課長」に、「文化経済部」を「観光経済部」に、

建設部	建設庶務課長 土木管理課長 道路建設課長 営繕課長	を
都市計画部	住宅課長 河川課長	
都市整備部	都市計画課長 景観課長 街路公園課長	に、
都市整備部	開発指導課長 建築指導課長 下水道建設課長	
建設部	都市計画課長 公園緑地課長 開発指導課長 建築指導課長 景観課長	に、
建設部	土木管理課長 道路建設課長 下水道建設課長 河川課長 営繕課長 住宅課長	

「社会教育課長」を「生涯学習課長」に改める。

(奈良市工事検査規程の一部改正)

第10条 奈良市工事検査規程(昭和61年奈良市訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中「技術吏員」を「技術職員」に改める。

第4条第4号中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

第5条第1項中「工事検査課は」を「技術管理課は」

に、「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。
第6条、第7条、第11条第2項、第12条、第14条から第16条まで及び第18条中「工事検査課長」を「技術管理課長」に改める。

(奈良市自家用電気工作物施設保安規程の一部改正)

第11条 奈良市自家用電気工作物施設保安規程(昭和40年奈良市訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「助 長」 を 「副 長」 に改める。

(奈良市夏季水道対策委員会設置規程の一部改正)

第12条 奈良市夏季水道対策委員会設置規程(昭和42年奈良市訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 副市長

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 都市整備部長

(5) 建設部長

〔(2) 一般職の場合

ア 吏員又はこれに相当する職員
奈良市何々吏員に任命する

何級に決定する

何号給を給する

何々(部)何々(課)勤務を命ずる

イ その他の職員

奈良市何々員に任命する

何級に決定する

何号給を給する

何々(部)何々(課)勤務を命ずる。

を
〔(2) 一般職の場合
奈良市職員に任命する
何級に決定する
何号給を給する
何々(部)何々(課)勤務を命ずる

に改め、同表の3の項を次のよ

うに改める。

3 昇 任	何々(部)何々(課長)に補する 何級に決定する 何号給を給する	○昇任の際に職務の級及び号給に異動のない場合は、給与の発令は要しないものとする。
-------	---------------------------------------	--

別表の5の項中「職名」を「氏名」に改め、同表の12の項の次に次のように加える。

12の2 降 給	職員の分限に関する基準、手続及び効果に関する 条例第2条の2第何号の規定により降給する 何級何号給を給する	
----------	---	--

別表の23の項を次のように改める。

23 再 任 用	(1) 再任用する場合 奈良市職員に再任用する 何級に決定する 何々(部)何々(課)勤務を命ずる 任期は何年何月何日までとする (2) 再任用の任期を更新する場合 再任用の任期を何年何月何日まで更新する (3) 再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合 再任用の任期の満了により何年何月何日限り退職となる	○再任用短時間勤務職員に再任用する場合は、氏名の次にその職員の1週間当たりの勤務時間を(週何々時間勤務)と加える。
----------	---	---

別表の24の2の項を次のように改める。

24の2 任期付の採用等	(1) 採用 奈良市職員に任命する 何級に決定する 何号給を給する 何々(部)何々(課)勤務を命ずる 任期は何年何月何日までとする (2) 任期付職員の任期を更新する場合 任期を何年何月何日まで更新する (3) 任期の満了により任期付職員が当然退職する場合 任期の満了により何年何月何日限り退職となる	○地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項に規定する任期付職員を採用する場合等をいう。
--------------	---	--

別記様式中「(職 名)」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市訓令甲第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の人事記録の作成及び保管等に関する規程(昭和46年奈良市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表第5項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別記様式中

職 名						
事 吏	技 吏	事	技	労 務	嘱 託	臨 職

を

職員の区分					
事務	技術	技能	業務	嘱託	臨職

に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市訓令甲第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程(昭和44年奈良市訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、休息时间」を削る。

別表市民課の項及び衛生課の項を次のように改める。

市 民 課	市ス 民コ サー ナー ビ	一 般 事 務 職	日 勤	午前8時30分から午後5時15分まで	45分	日曜日及び職員ごとに4週間につき4日の割合で所属長が定める日
	火 葬 場	火 夫	日 勤	午前9時から午後5時まで	45分	日曜日及び職員ごとに4週間につき2日の割合で所属長が定める日
病 院	病 院 事 業 課	運 転 手	交替 勤務	平日	45分	職員ごとに所属長が別に定める。
				日勤		
				日曜日・休日	正午から午後7時30分まで	
夜勤	午後9時30分から翌日の午前6時まで					

事業課	都 祁 診 療 所	医 師	日 勤	1週間当たり40時間とする。	勤務時間 が6時間 を超え8 時間まで のときは 45分、8 時間を超 えるとき は1時間 とする。	職員ごとに所属長が別に定める。
		医師を除く全員	時差勤務			

別表都祁診療所の項を削り、同表児童課の項を次のように改める。

子 育 て 課	フ ァ ィ ミ リ ー ・ セ ン タ ー	一 般 事 務 職	日 勤	午前8時30分から午後5時15分まで	45分	日曜日及び火曜日
------------------	---	-----------------------	--------	--------------------	-----	----------

別表保育課の項の次に次のように加える。

放 課 後 児 童 施 策 課	児 童 館	全 員	日 勤	平 日	午前8時30分から午後5時15分まで	45分	日曜日及び職員ごとに8週間につき7日の割合で所属長が定める日（6日は、毎月の第1土曜日及び第3土曜日を含むものとする。）
				土曜日	午前8時30分から午後0時30分まで	—	

別表備考中「、休憩時間」を削る。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市訓令甲第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市職員服務規程の一部を改正する訓令

奈良市職員服務規程（昭和40年奈良市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、本籍」を削る。

第8条の2第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に、「、休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改め、同項を同条第3項とする。

第25条第2項第1号を次のように改める。

(1) 部の長（その相当職を含む。以下同じ。）の場合は、当該部の次長（次長相当職を含む。以下同じ。）又は副市長の指名した当該部の課長（課長相当職を含む。

以下同じ。）

第25条第2項第3号中「(課長相当職を含む。以下同じ。)」を削り、同条第4項中「助役」を「副市長」に改める。

第26条第2項中「(日直のときは、うち1名は吏員)」を削る。

第29条第2項中「、職名」を削る。

第32条第9号を次のように改める。

(9) 行旅病人、浮浪者措置簿

第33条第2号中「職名、」を削る。

別記第2号様式中

職 名		職員番号		を
-----	--	------	--	---

職員番号		に
------	--	---

改める。

別記第3号様式中

職 名		職員番号		を
-----	--	------	--	---

職員番号		に改め、
------	--	------

本 籍	旧	都道府県	住民票記載 事項証明書	を削る。
	新	都道府県		

別記第6号様式から第7号様式の2までの規定中

職名		職員番号		を
----	--	------	--	---

職員番号		に
------	--	---

改める。

別記第10号様式中

職名		職員番号		氏名		を
----	--	------	--	----	--	---

職員番号		氏名		に
------	--	----	--	---

改める。

別記第11号様式、第12号様式及び第12号様式の3から第14号様式までの規定中

職名		職員番号		を
----	--	------	--	---

職員番号		に
------	--	---

改める。

別記第15号様式を次のように改める。

週休日振替等命令簿

第15号様式

(年 月 日 ~ 年 月 日)

命令日	所屬長の印	氏名	従事事務の内容	週休日		備考
				変更前の日(勤務を割り振る時間数)	変更後の日(勤務を割り振ることをやめる時間数)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	
月 日				月 日(時間)	月 日(時間)	

別記第16号様式中

所 属	職 名
-----	-----

所 属	に
-----	---

を改める。

別記第19号様式を次のように改める。

代 休 日 指 定 簿

命令日	所属長の印	氏 名	勤務を命じた休日及び当該休日の全勤務時間	代休日の指定を行う日及び当該代休日の正規の勤務時間	確認印
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	
月 日			月 日 (時間)	月 日 (時間)	

第19号様式

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の奈良市職員服務規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市訓令甲第 8 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

郵便振替貯金による市税受入事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

郵便振替貯金による市税受入事務取扱規程を廃止する訓令

郵便振替貯金による市税受入事務取扱規程(昭和37年奈良市訓令甲第 1号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市訓令甲第 9 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市事務専決規程及び奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第 1 条 奈良市事務専決規程(平成14年奈良市訓令甲第 1号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「助役」を「副市長」に、「吏員」を「職員」に改める。

第 3 条の見出しを「(副市長専決事項)」に改め、同条中「助役」を「副市長」に改め、第14号を第15号とし、第11号から第13号までを 1号ずつ繰り下げ、同条第10号中「重要な」を「市議会の議決を要する契約その他の重要な」に改め、同号を同条第11号とし、同条中第 7号から第 9号までを 1号ずつ繰り下げ、第 6号の次に次の 1号を加える。

(7) 会計管理者の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理並びに週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定

第 4 条第 1 項中「及び保健所長は」を「、保健所長及び会計管理者は」に改め、同項公室長、部長及び保健所長共通の部分中「及び保健所長」を「、保健所長及び会

計管理者」に改め、第11号を削り、第10号を第11号とし、第 5号から第 9号までを 1号ずつ繰り下げ、同部分の第 4号中「(出納室長を除く。)」を削り、同部分中同号を第 5号とし、第 3号を第 4号とし、同部分の第 2号中「前号」を「前 2号」に改め、同部分中同号を第 3号とし、第 1号の次に次の 1号を加える。

(2) 賃金の支出負担行為の決定

第 4 条第 1 項市民生活部長の部分中第 2号を削り、第 3号を第 2号とし、第 4号から第10号までを 1号ずつ繰り上げ、同項保健福祉部長の部分中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、第23号を削り、第24号を第22号とし、同部分の第25号中「産休等代替職員制度実施要綱(昭和51年 9月30日児発第68号厚生省児童家庭局長通知)に基づく」を削り、同部分中同号を第 23号とし、第26号から第41号までを 2号ずつ繰り上げ、同項保健所長の部分の第 1号を次のように改める。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第38条第 2項に基づく結核指定医療機関の指定

第 4 条第 1 項保健所長の部分に次の 1号を加える。

(12) 予防接種の実施

第 4 条第 1 項文化経済部長の部分中「文化経済部長」を「観光経済部長」に改め、同項都市計画部長の部分及び都市整備部長の部分中第 4号を削り、第 5号を第 4号とし、第 6号を削り、第 7号を第 5号とし、第 8号を第 6号とし、第 9号を削り、第10号を第 7号とし、同部分に次の 2号を加える。

(8) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の徴収猶予及び繰上徴収

(9) 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金の滞納者財産の差押及び解除

第 4 条第 1 項建設部長の部分の前に次のように加える。
都市整備部長

(1) 予定価格5,000万円未満の工事の施行の決定

(2) 施行決定後の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定

(3) 既定方針どおりの事業用地の買収及び支障物件の移転等の補償

(4) 都市公園内における無願工作物の撤去命令

(5) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第 4項に基づく違反建築物等の除却等の命令

(6) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)第66条第 4項に基づく違反建築物等の除却等の命令

(7) 奈良県風致地区条例(昭和45年 3月奈良県条例第43号)第 7条に基づく監督処分

(8) 奈良市屋外広告物条例(平成13年奈良市条例第 52号)に基づく監督処分

(9) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第 9条第 7項に基づく使用禁止又は使用制限の仮命令

(10) 建築基準法第 9条第 1 0項に基づく工事停止命令

(1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく改善命令

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発審査会への付議

(3) 都市計画法及び宅地造成等規制法に基づく監督処分

第5条中「(出納室長を除く。)」を削り、同条人権文化推進室長の部分の次に次のように加える。

子育て支援室長

(1) 放課後児童健全育成事業施設への入所及び転所の承認

(2) 児童手当及び児童扶養手当の支出負担行為の決定

第5条介護保険室長の部分中「介護保険室長」を「長寿社会室長」に改め、同条に次のように加える。

都市計画室長

(1) 予定価格3,000万円未満の工事の施行の決定

(2) 施行決定後の1件1億円未満の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定

(3) 都市計画法第53条に基づく建築許可

(4) 都市計画法第65条に基づく建築等の許可

(5) 土地区画整理法第76条第1項に基づく建築行為等の許可

(6) 都市再開発法第66条第1項に基づく建築行為等の許可

(7) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第9条第1項に基づく届出の受理

(8) 公民有地境界の査定

まちづくり指導室長

(1) 予定価格3,000万円未満の工事の施行の決定

(2) 施行決定後の1件1億円未満の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定

(3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第7条第1項に基づく届出の受理及び同法第8条第1項に基づく許可（3,000平方メートル以上の宅地造成行為に係るものを除く。）

(4) 奈良県風致地区条例第2条第1項に基づく行為の許可、同条第3項に基づく協議及び同条例第3条に基づく通知の受理（3,000平方メートル以上の宅地造成行為に係るものを除く。）

(5) 奈良市屋外広告物条例に基づく許可及び屋外広告物の登録

(6) 建築基準法第7条の6第1項第1号に基づく仮使用の承認

(7) 建築基準法に基づく意見の聴取の実施

(8) 建築基準法第18条第13項第1号に基づく仮使用の承認

(9) 建築基準法第18条第14項に基づく通知及び要請

(10) 建築基準法第43条第1項に基づく建築物の敷地

と道路に関する許可

(1) 建築基準法第85条第5項に基づく仮設建築物の建築の許可

(2) 宅地造成等規制法第8条第1項本文に基づく3,000平方メートル未満の宅地造成工事の許可及び同法第12条第1項に基づく宅地造成工事の変更許可

(3) 都市計画法第29条第1項及び第2項に基づく3,000平方メートル未満の開発行為の許可並びに同法第35条の2第1項に基づく開発行為の変更許可

(4) 都市計画法に基づく建築制限等の緩和承認

(5) 都市計画法に基づく建築物等の建築許可及び承認

(6) 都市計画法に基づく開発許可等の地位承継の承認

(7) 公民有地境界の査定

道路室長

(1) 予定価格3,000万円未満の工事の施行の決定

(2) 施行決定後の1件1億円未満の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定

(3) 道路管理者以外の者の行う道路に関する工事の承認

(4) 街灯の設置又は廃止

(5) 公民有地境界の査定

下水道室長

(1) 予定価格3,000万円未満の工事の施行の決定

(2) 施行決定後の1件1億円未満の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定

(3) 公共下水道管理者以外の者の行う公共下水道に関する工事の承認

第6条第1項工事主管課長の部分中「含む建設部に属する課を除く」を「含む」に改め、同部分に次の1号を加える。

(4) 下請負人の通知の請求

第6条第1項人事課長の部分の第2号中「職員証等」を「職員証」に改め、同項市民課長の部分の第6号中「窓口届出に係る」を削り、同項衛生課長の部分を削り、同項児童課長の部分中「児童課長」を「子育て課長」に改め、同項保育課長の部分中「保育課長」を「放課後児童施策課長」に改め、同項観光課長の部分の次に次のように加える。

文化国際課長

(1) 市美術館の収蔵品の管理

(2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の収蔵資料の管理

(3) 杉岡華邨書道美術館の収蔵品の管理

第6条第1項建設庶務課長の部分から工事検査課長の部分までを削り、同項都市計画課長の部分の次に次のように加える。

公園緑地課長

- (1) 都市公園及び児童遊園内における無願工作物の報告
- (2) 都市公園及び児童遊園の敷地境界の査定
- (3) 都市公園の占用許可及び都市公園内における行為許可

第6条第1項景観課長の部分及び街路公園課長の部分を削り、同項建築指導課長の部分の第2号中「住宅金融公庫融資住宅」を「独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資住宅」に改め、同部分の次に次のように加える。

景観課長

- (1) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づく区域の明示及び証明
- (2) 奈良県風致地区条例に基づく届出の受理及び報告又は資料の提出の要求
- (3) 奈良市屋外広告物条例に基づく届出の受理、報告又は資料の提出の要求並びに助言及び勧告
- (4) 奈良県自然環境保全条例（昭和49年3月奈良県条例第32号）に規定する届出の副申

土木管理課長

- (1) 条例その他の規定に基づく定例の諸給与その他の給付に関する支出負担行為の決定
- (2) 市道における通行制限又は禁止
- (3) 道路、準用河川及び法定外公共物の占用許可並びに都市下水道制限行為の許可
- (4) 原因者負担工事の出願許可

道路維持課長

- (1) 街灯の管理

道路建設課長

- (1) 不動産の登記手続
- (2) 都市計画路線の通行制限及び禁止
- (3) 都市計画事業決定路線の敷地境界の査定

第6条第1項下水道管理課長の部分の次に次のように加える。

下水道建設課長

- (1) 東部第二地区の農業集落排水事業分担金（以下この項において「分担金」という。）に関する申告及び届の処理
- (2) 分担金の納入通知書の発行
- (3) 分担金の賦課資料の調査及び検査
- (4) 分担金の納付督促及び出張徴収
- (5) 分担金の過誤納金の充当還付
- (6) 分担金の公示送達及びこれに伴う納期の変更

技術管理課長

- (1) 検査員の指名

住宅課長

- (1) 住宅使用料の納付督促及び出張徴収

第6条第1項東部下水道課長の部分を削る。

第8条及び第9条を次のように改める。

(保育園長専決事項)

第8条 保育園長は、次に掲げる事務を専決処理するこ

とができる。

保育園長（都祁保育園長及び吐山保育園長を除く。）

- (1) 所属職員の宿泊を要しない出張命令
- (2) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務命令
- (3) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (4) 所属職員の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理

都祁保育園長及び吐山保育園長

- (1) 所属職員の宿泊を要しない市内旅行に係る出張命令

第9条 削除

第12条第1項中第7号を第11号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (8) 予定価格5,000万円未満の工事の施行の決定
- (9) 施行決定後の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定
- (10) 既定方針どおりの事業用地の買収及び支障物件の移転等の補償

第12条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同項中同号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (4) 賃金の支出負担行為の決定

(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長専決事項)

第3条 西部出張所長、月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長は、次に掲げる事務を専決処理することができる。

出張所長等共通

- (1) 1件2,000万円未満の委託料の支出負担行為の決定
- (2) 前号以外の1件800万円未満の支出負担行為の決定
- (3) 行政財産の目的外使用の許可
- (4) 次長及び課長（以下「次長等」という。）の宿泊を要しない出張命令
- (5) 所属職員（次長等を除く。）の宿泊を要する出張命令
- (6) 次長等の時間外勤務及び休日勤務命令
- (7) 次長等の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定
- (8) 次長等の年次休暇、特別休暇及び欠勤の届又は願の処理
- (9) 任用期間が6月を超えない臨時職員の任用
- (10) 使用料及び手数料の減免
- (11) 行政文書の開示の請求に対する決定等
- (12) 個人情報の開示及び訂正等の請求に対する決定

等

月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長共通

- (1) 予定価格5,000万円未満の工事の施行の決定
- (2) 施行決定後の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定
- (3) 既定方針どおりの事業用地の買収及び支障物件の移転等の補償

第4条月ヶ瀬行政センター庶務課長の部分の第1号を次のように改める。

- (1) 予定価格1,000万円未満の工事の施行の決定

第4条月ヶ瀬行政センター庶務課長の部分中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 施行決定後の1件5,000万円未満の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定

第4条都祁行政センター業務課長の部分の第1号を次のように改める。

- (1) 予定価格1,000万円未満の工事の施行の決定

第4条都祁行政センター業務課長の部分中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 施行決定後の1件5,000万円未満の工事請負契約の締結及びその工期の延長の決定

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(平成19年3月30日揭示済)